

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年7月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年8月20日 05時30分ごろ
発生場所	沖縄県伊江村伊江島西北西方沖 伊江島灯台から真方位306° 3.7海里付近 (概位 北緯26° 45.7'、東経127° 41.7')
インシデントの概要	漁船Mizuhoは、操業後、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年8月23日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 Mizuho、2.3トン ON3-580148（漁船登録番号）、個人所有 第270-47009号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	操縦者、一級小型・特殊・特定（免許証失効中）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、伊江島西北西方沖での操業を終え、帰港しようとして主機を始動したところ、主機計器盤から警報が鳴った。操縦者は、冷却清水温度警報ランプの点灯及び冷却海水が排出されていないことを認めた。</p> <p>本船は、操縦者が主機を停止して携帯電話で海上保安庁に救助の要請を行い、来援した巡視艇にえい航され、沖縄県恩納村瀬良垣漁港北西方沖で僚船に引き継がれて同漁港に入港した。</p> <p>主機は、本インシデント後、機関整備業者によって開放点検されたところ、冷却海水ポンプのゴム製インペラ（以下「本件インペラ」という。）が欠損していた。</p> <p>主機は、過給機付4サイクル4シリンダのディーゼル機関で、海水が冷却海水ポンプによって吸引加圧され、清水冷却器で冷却清水と熱交換を行った後、船外へ排出される間接冷却方式となっていた。</p> <p>主機は、本インシデント時、総運転時間が約600時間であった。</p> <p>本件インペラは、機関整備業者により、本インシデント発生の約2年前、主機の総運転時間が約200時間のときに交換された。</p> <p>主機の取扱説明書には、冷却清水温度が95℃以上に達すると警報が鳴り、冷却清水温度警報ランプが点灯するようになっており、冷却</p>

	<p>海水ポンプを1年又は250時間ごとに開放点検し、4年又は1,000時間で本件インペラを交換するよう記載されていた。</p> <p>操縦者は、漁場に向けて航行中、冷却海水の排出口から排出される海水量がふだんより少なかったと本インシデント後に思った。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、伊江島西北西方沖において、主機を始動した際、本件インペラが欠損していたことから、海水の供給が途絶えて清水冷却器の冷却が阻害され、冷却清水の温度が上昇して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本件インペラは、交換されてからの運転時間が約400時間であり、主機の取扱説明書に記載された交換時期に達しておらず、欠損していた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、主機を始動した際、本件インペラが欠損していたため、海水の供給が途絶えて清水冷却器の冷却が阻害され、冷却清水の温度が上昇して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却海水ポンプのゴム製インペラは定期的に点検することが望ましい。</li> </ul>